

議題2 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の認可・確認について**1. 子ども・子育て会議の意見聴取について**

令和8年度から実施している乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について、令和9年1月以降の実施事業者を募集したところ、3法人4施設から申請がありました。

本事業の実施にあたっては、事業の「認可」及び乳児等支援給付の対象となるための「確認」(利用定員の設定)を行う必要があります。これらについて、児童福祉法(昭和22年法律第64号)第34条の15第4項^{*1}及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第54条の2第3項^{*2}の規定に基づき、各務原市子ども・子育て会議の意見を伺います。

※1 児童福祉法第34条の15第4項

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

4 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

※2 子ども・子育て支援法第54条の2第3項

(特定乳児等通園支援事業者の確認)

第五十四条の二 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所(乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。)ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

2. 認可及び確認の審査について

法令及び条例等を遵守し、適切に事業を実施できる施設であるかについて、『実施内容』『実施体制・実績』『実施方針』の観点から、提出資料等に基づき審査を行いました。

3. 認可及び確認を行う施設について

施設概要	名称	認定こども園だいち	認定こども園各務保育園
	所在地	各務西町5丁目 189 番地	各務おがせ町4丁目128番地1
	施設類型	幼稚園型認定こども園	幼保連携型認定こども園
	実施方法	(1)一般型(専用室独立実施) (2)余裕活用型	余裕活用型
	事業開始日	令和9年1月1日	令和9年1月1日
	実施日時	週2回程度 午前10時～12時	週3回程度 午前10時～12時
	利用定員	(1)12 名 (2)若干名	若干名
法人概要	名称	学校法人長屋学園	学校法人長屋学園
	所在地	各務西町5丁目 189 番地	各務西町5丁目 189 番地

施設概要	名称	川島東こども園	はな保育室うぬま駅前
	施設類型	保育所型認定こども園	小規模保育事業 A 型
	実施方法	余裕活用型	余裕活用型
	事業開始日	令和9年4月1日	令和9年4月1日
	所在地	川島河田町 473 番地 35	鶴沼東町 6 丁目 87 番 3
	実施日時	月曜～金曜 午前9時 30 分～11 時 30 分	火曜・水曜・木曜 午前9時～12時
	利用定員	若干名(6名程度) 1・2歳児のみ	若干名(2名程度)
法人概要	名称	社会福祉法人小松河福祉会	株式会社はな保育
	所在地	川島河田町 473 番地 35	名古屋市中区丸の内 1-5-28 伊藤忠丸の内ビル 8F

公立保育所における乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施状況について

【乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の概要】

- 対象： 保育所等に在籍していない生後 6 か月から満3歳未満のこども
- 利用時間： こども一人あたり 月10時間まで
- 利用料金： 1時間あたり 300円（その他、おやつ代など実費あり）

【公立保育所での実施内容】

- 実施方式： 一般型(専用室独立)
- 利用方式： 定期利用
- 提供体制：

項目	内容	
実施施設	那加中央保育所	鵜沼西保育所
同時利用定員	6 名	4 名
実施日	月曜日～金曜日(祝日・園行事日等を除く)	
利用形態	定期利用（毎週決まった曜日・時間での利用）	
	第一期:4 月～6 月 第二期:7 月～9 月 以降 3 か月を 1 期として実施	
利用時間・料金	1 回 2 時間 650 円(利用料 600 円+おやつ代 50 円)	

● 定期利用定員等（第二期）

実施施設		那加中央保育所			鵜沼西保育所		
		預かる時間帯	対象年齢	定員	預かる時間帯	対象年齢	定員
月曜日	午前	9:00～11:00	1・2歳児	6人	9:00～11:00	1・2歳児	4人
	午後	13:00～15:00	1・2歳児	6人	13:00～15:00	0歳児	4人
火曜日	午前	9:00～11:00	1・2歳児	6人	9:00～11:00	1・2歳児	4人
	午後	13:00～15:00	0歳児	4人	13:00～15:00	1・2歳児	4人
水曜日	午前	9:00～11:00	1・2歳児	6人	9:00～11:00	1・2歳児	4人
	午後	13:00～15:00	1・2歳児	6人	13:00～15:00	0歳児	4人
木曜日	午前	9:00～11:00	1・2歳児	6人	9:00～11:00	0歳児	4人
	午後	13:00～15:00	0歳児	4人	13:00～15:00	1・2歳児	4人
金曜日	午前	9:00～11:00	0歳児	4人	9:00～11:00	1・2歳児	4人
	午後	13:00～15:00	1・2歳児	6人	13:00～15:00	1・2歳児	4人
合計		54人			40人		

【公立保育所申込実績】

第1期	那加中央保育所			鵜沼西保育所			合計		
	午前	午後	合計	午前	午後	合計	午前	午後	総計
募集人数	26人	28人	54人	20人	20人	40人	46人	48人	94人
申込人数	17人	6人	23人	12人	6人	18人	29人	12人	41人
充足率	65.4%	21.4%	38.9%	55.0%	20.0%	37.5%	56.5%	20.8%	38.3%
0歳児	3人	2人	5人	0人	1人	1人	3人	3人	6人
1歳児	8人	2人	10人	8人	4人	12人	16人	6人	22人
2歳児	6人	2人	8人	4人	1人	5人	10人	3人	13人

第2期	那加中央保育所			鵜沼西保育所			合計		
	午前	午後	合計	午前	午後	合計	午前	午後	総計
募集人数	28人	26人	54人	20人	20人	40人	48人	46人	94人
申込人数	25人	6人	31人	17人	11人	28人	42人	17人	59人
充足率	89.3%	23.1%	57.4%	85.0%	55.0%	70.0%	87.5%	37.0%	62.8%
0歳児	3人	4人	7人	2人	5人	7人	5人	9人	14人
1歳児	15人	2人	17人	12人	4人	16人	27人	6人	33人
2歳児	7人	0人	7人	3人	2人	5人	10人	2人	12人

※落選者 0 名 ※第 1 期の実利用人数は 35 人(当選後の入所等によるキャンセル)

【公立保育所利用者アンケート結果】

- 「こども誰でも通園制度」を申し込んだ理由(複数選択可)

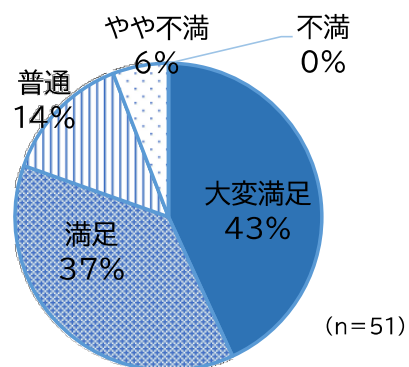
A:子どもに「同じ年代のお友達や保育士との集団生活」を経験させたいと思ったため	41人
B:「保護者の就労の有無にかかわらず利用できる」という点に魅力を感じたため	27人
C:同じ曜日・同じ時間帯に「定期的」に通える点に魅力を感じたため	16人
D:こども誰でも通園制度の「オンライン予約システム」が便利だと感じたため	2人
E:同じ年代の子をもつ親との関わりや友人(ママ友、パパ友)ができると思ったため	2人
F:保育士へ子育て相談などをしたかったため	1人
G:友人や家族、知人に勧められたり、利用の誘いがあったため	3人
H:保育所見学の良い機会と思ったため(保育所がどんな場所か知りたかったため)	10人
I:新制度に興味があったため	14人
J:子どもと離れる時間を持ちたかったため	22人
K:一時預かり事業より利用しやすかったため	13人
その他	1人

(n=54)

● 利用の満足度

利用者の 8 割が満足と回答している。

大変満足	22 人
満足	19 人
普通	7 人
やや不満	3 人
不満	0 人



● 自由意見

- ・ 親もリフレッシュ時間ができ、子どもも自宅保育ではできないような遊びを経験できるのがよい。
- ・ 親と離れて同世代の子どもと過ごすことがなかったが、お迎えの際に、先生が毎回子どもの反応や友達と関わる様子などを教えてくれるので嬉しい。
- ・ 定期利用で、都度の予約なしで利用できるのがありがたい。
- ・ もう少し預かり時間を長くしてほしい。

【参考】乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)概要



●概要

こども誰でも通園制度は、令和 6 年 6 月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度として創設されました。令和 8 年度より全国の自治体で実施されています。

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的としています。

対象者	保育所等に通ってない 0歳6か月～満3歳未満のこども
利用時間	月10時間まで（国の基準）
利用料	1時間あたり300円（国の標準額）
事業の効果	【こどもにとって】 ・家庭とは異なる経験や、地域に出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。 ・年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらす。 【保護者にとって】 ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、孤立感、不安感等の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながる。 【事業所にとって】 ・これまで接する機会の少なかったこどもや家庭と関わることで、保育者として有する専門性を地域のこどもの育ちのためにより広く発揮できる。 ・利用児童の減少等により定員を満たすことが難しくなりつつある保育所等において、キャリアを重ね、高い専門性を有する保育者などの人材を手放すことなく、事業を継続したり、発展させたりしていく可能性が広がる。



こども家庭庁こども誰でも通園制度基礎資料

●人員配置・設備運営基準等

事項	内容	備考
対象施設	・保育所 ・認定こども園 ・幼稚園 ・小規模保育事業所 ・家庭的保育事業所 ・事業所内保育事業所 等	認可基準を満たしていれば施設類型は問わない。
利用方式	・定期利用 ・柔軟利用	特定の事業所の継続的な利用を進めるか、定期的でない柔軟な利用を受け入れるか ※組み合わせて実施することも可能。
実施方法	・一般型 ・余裕活用型 	こども誰でも通園制度単体で行うか、他の事業所等と併設して行うか。 こども家庭庁こども誰でも通園制度基礎資料
人員配置基準	・一般型 ・余裕活用型 各施設又は事業の基準による	(一般型)乳幼児の年齢及び人数に応じ、専任の保育従事者を配置。そのうち保育士を1/2以上とし、当該保育従事者の数は2名を下ることはできない。※条件によって1名も可。